

リーガルNEWS

平成28年1月8日

謹賀新年



昨年は格別の御厚情を賜り、厚く御礼を申し上げます。
本年もどうぞ宜しくお願い申し上げます。



成年後見制度利用のポイント

No. 2 後見人がいることにより問題が改善されるかどうか

後見人(特に親族ではない第三者の後見人)にはできることとできないことがあります。

施設との入所契約や病院との入院契約はできますが、連帯保証人にはなれません。
また、医療行為(輸血・手術等)に関する同意もできません。

ご本人がした不必要な契約は取り消すことができますが、日用品の購入等は取り消すことができません。

お金の管理はできますが、週に何回もお金を届けることはできません。

後見人は万能ではありません。

制度の利用を考えるとときには、今ある問題を後見人が改善することができるのか、という検討が必要です。

今号の読みどころ

今回のリーガルサポートプレスでは、後見人の死後事務について特集しています。後見人は相続人がいない方の死後事務を行わなければならない場合があり、その際の考え方を状況別に取り上げております。

また、成年被後見人・被保佐人の公務員就任権欠格条項の合憲性に関する特別寄稿もありますので、是非ご一読ください！

司法書士劇団活動報告！

- 平成27年10月22日北丘珠まちづくりセンター
- 平成27年11月12日栗山町のカルチャープラザ Eki



リーガルサポートさっぽろ

(公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート札幌支部)

札幌市中央区大通西13丁目中菱ビル 札幌司法書士会館 TEL/FAX 011-280-7078